

第3回動物診療補助専門職検討委員会議事概要 (小動物臨床部会個別委員会)

I 日 時 平成19年7月13日(金) 13:30 ~ 16:30

II 場 所 日本獣医師会・会議室

III 出席者

【委員長】	細井戸 大成	日本獣医師会理事
【委員】	上野 純	日本動物看護学会理事
	杉本 恵子	日本小動物獣医師会理事
	大聖寺谷 敏	日本動物専門学校協会理事長
	原 大二郎	日本動物病院福祉協会専務理事
	福所 秋雄	日本獣医生命科学大学獣医学部教授
	古川 敏紀	倉敷芸術科学大学生命科学部教授
	村尾 信義	王禅寺ペットクリニック動物看護師
	森島 隆司	名古屋動物看護学院長
	山崎 薫	ヤマザキ学園理事長
	(欠席委員)	
	大草 潔	仙台市獣医師会副会長
	横尾 彰	日本獣医師会理事

【本会】 山根 義久 (会長)、中川 秀樹 (副会長)、大森 伸男 (専務理事)

IV 議 題

- 1 第2回動物診療補助専門職検討委員会 (説明)
- 2 動物診療補助専門職のあり方について (協議)
 - (1) 法令に基づく動物診療補助専門職の資格認定
 - (2) 資格制の創設に当たっての環境整備
- 3 その他

V 会議概要

会議の冒頭、山根会長から概要次のとおり挨拶があった。

委員会では、動物看護師団体を立ち上げ、最終的には国家資格を目指すことを目標とすることを各委員に理解いただいていると考える。

本会では平成13年頃より具体的な検討が始められ、そろそろ実効性のある措置を講じる次期に来ている。来年2月の学会年次大会でさらに具体的な検討を進め、制度化に向けて活動していきたいと考えている。

一方、制度化に向けては行政との折衝が必要となるので、獣医師問題議員連盟への働きかけを強めるという考えもある。

現在、いくつかの団体が動物看護師の認定を行っているが、お互いの利害を超えて、看護師団体を立ち上げることが必要であり、国家資格という目標の達成のためにも協力を願います。

1 説明事項

(1) 第2回動物診療補助専門職検討委員会の検討結果

事務局から第2回委員会の会議概要について説明が行なわれ、内容について異議なく了承された。

2 協議・検討事項

(1) 法令に基づく動物診療補助専門職の資格認定

福所委員より法令に基づく動物診療補助専門職の資格認定について説明があり、大要次の意見が出された。

ア 資格認定の統一（一本化）が肝要である。まず、各団体が認定者を統一団体に参加させることが必要だと思われる。日本動物病院福祉協会としては統一する方向で問題はなく、全面的な協力を惜しまないので早期に統一団体を立ち上げていただきたい。

イ 資格認定の統一について異論は無い。統一する時に日本小動物獣医師会としてどのような協力出来るか検討している。ただし、本会には開業獣医師がいるのでいろいろな現状把握し次の段階への検討を進めたい。

ウ 動物看護学会として資格認定の統一に関する問題点は特に無く、全面的に協力させていただきたい。

エ ヤマザキ学園は、国家資格には熱い思いがある。教育内容については各認定団体、教育機関の特色を生かしながらベーシックなところで共通化していけば、統一の問題は前進しやすいと思われる。

オ 動物看護師が獣医師に利用されている実情もある。動物看護師を国家資格とした場合、雇用条件の改善イコール獣医師の経営圧迫につながり、これを快く思わない獣医師も多い。

カ 動物病院福祉協会が実施した動物看護師に関するアンケート結果のとおり、動物看護師の労働環境は非常に悪く改善が必要であり、そのためには国家資格の導入が必須である。

キ 動物看護師の処遇や労働環境の悪い点が徐々に社会に認識されるにしたがい、高等学校が動物系専門学校への進学を勧めなくなっている。

ク 現在、動物看護師と称する人を広くカバーした団体を設立し国家認定に向けた力にしたい。そのためにも現在、認定を行っている団体には大同団結してもらいたい。

ケ 資格認定のための協会を設立するといった考えもあるのではないかと。

コ 動物看護師の団体を設立し、統一的な認定制度を実施することについての可否を来年の2月までに、各団体に表明していただきたい。

サ 動物診療補助専門職が担うべき範囲に、診療放射線、核医学等の技術を近々に含むことは困難と思われる。

(2) 資格制の創設に当たっての環境整備

杉本委員より資格制の創設に当たっての環境整備について以下のとおり説明がされた。

- ① 既に、本件については議論は尽くされ、資格制の創設に向け実働しなくてはならない段階である。国家資格になれば、動物看護師認定団体は現在行っている認定行為を全て手放すということであり、その覚悟が各団体で出来ていることを確認すべきであるということが委員会の最終決定である。少なくとも日本動物病院福祉協会、日本小動物獣医師会、日本動物看護学会には異論はなく、今後の活動をステップアップさせながら、統一化に際し動物看護師を支援していきたい。
- ② 日本獣医師会として、動物看護師の協会、認定機関、教育機関に対して、具体的活動の内容を示すこととする。その内容については、本委員会でもとめる。

(3) 動物医療及び医療に係る国家資格の法令における規定

大森専務理事から、動物医療及び人の医療に係る国家資格に関する法令上の規定について、25資格について資料に基づき以下のとおり説明がされた。

- ① それぞれの法律には、資格を得た者の任務に関する規定、資格の授与に関する規定、業務独占に関する規定、上位資格の支配関係に関する規定等が規定されている。
- ② 動物看護師を、人の医療における医療従事者の資格の規定に合わせて考えた場合、医療における関連資格のように、いきなり個別に法律を定めるのではなく、包括的に資格を定めることになるであろう、その際には歯科医療における歯科衛生士の資格制度が参考となると思われる。
- ③ 本件を推進するうえで、動物看護師、認定団体、動物看護師養成団体及び日本獣医師会の今後の役割分担と、具体的な活動内容を取りまとめる必要がある。

(4) 第3回委員会は、細井戸委員長により以下のとおりまとめられた。

- ① 日本獣医師会として動物看護師の協会、認定機関、教育機関に対する連携についての概案を出し、それぞれの役割分担を決めて、実際の活動内容を委員会としてまとめる。
- ② 平成20年2月に香川県での学会年次大会で、国家認定に向けてのシンポジウムを開催し、その中で動物看護師の団体の設立についての結論を出すこととした。
- ③ 動物看護師の団体の運営については、動物看護師自身が運営するのが理想であるが、現状では無資格者の団体であるので難しい問題である。立ち上げに際しては、日本獣医師会や各動物看護師認定機関、教育機関の支援が必要であろう。

(5) 会議の最後に、中川副会長から以下のとおり挨拶が行われた。

公益法人制度改革で、現在の社団法人が一般社団法人と公益社団法人に分かれことになる。日本獣医師会、地方獣医師会が公益社団法人としての認定を目指しているが、そのためには、それぞれが社会に向けていかに貢献できるかを示すことが重要である。そうした中で、獣医師会の会員である動物病院経営者が自分の施設で雇用して

いる動物看護師の社会的な立場を認知できておらず、しっかりとした労働条件を用意できていないことは大きな問題である。

問題解決に向かって、動物看護師が自ら組織を作って自分たちの存在を社会に示さなければ、社会的地位も身分も確立できない。是非この機会に多くの動物看護師が集まって団体を設立してもらいたい。